

山形市ひと休みびと支援条例をここに公布する。

令和8年3月27日

山形市長 佐藤孝弘

## 山形市条例第2号

### 山形市ひと休みびと支援条例

ひきこもりとは、様々な事情から社会的参加を避け、家庭にとどまり続けている状態又はそれに近い状態のことです。

かつては、ひきこもりの状態にある人は、不登校の延長線上にあるものとして、若年層に多いものと捉えられていましたが、近年では、中高年を含む幅広い年代に見られるようになりました。

ひきこもりは誰にでも起こり得ることで、その理由や背景は人それぞれ違うものです。ひきこもりの状態にある人は、自ら望んでひきこもっているのではなく、やむを得ずその状態に置かれ、それぞれが次の段階に進むためにひと休みをしているに過ぎません。

しかし、社会には、ひきこもりに対する「甘えや怠け」といった偏見があり、その中で、本人は、言葉にすることができない孤独や生きづらさ、様々な生活上の困難を抱えています。その家族もまた、そのような偏見によって助けを求めにくくなり、更に孤立し苦しんでいる現状があります。

そのような現状を解消するために必要なのは、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、安心して暮らせる社会をつくることです。そのためには、本人やその家族の気持ちが尊重され、一人ひとりに合った支援が必要なときに受けられる、困ったときには誰もが安心して相談することができる、そのような環境を整えることが不可欠です。

また、休むことも動き出すことも、本来、本人の意思に基づいて行うものです。周囲の人々は、本人が望まない社会との関わりを強要することはできません。大切なのは、本人が社会と関わる一步を踏み出そうとした時にためらわずに前に進むことができるよう、周囲の一人ひとりがひきこもりに対する正しい理解と寛容さを持ち、本人の意思に寄り添いながら継続的な支援を行うことです。

そこで山形市は、ひきこもらざるを得ない状態にある方を「ひと休みびと」と称し、市民一人ひとりの理解と地域社会における支え合いを広げ、将来にわたり必要な支援を行うため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、ひと休みびと及びその家族等（以下「ひと休みびと等」という。）の支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、ひと休みびと等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ひと休みびと等に対する市民の理解及び支援を推進し、もってひと休みびと等が安心して暮らすことのできる、誰一人取り残されない地域共生社会をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひと休みびと 様々な事情から社会的参加を避け、家庭にとどまり続けている状態又はそれに近い状態であって、次の段階に進むために少し休んでいる状態（以下「ひと休み」という。）にある者をいう。
- (2) 家族等 家族その他日常生活においてひと休みびとと密接な関係を有する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において活動し、若しくは事業を営む者等をいう。
- (4) 関係機関 市内においてひと休みびと等の支援に携わる医療、福祉、保健、教育、生活、地域づくり、雇用等に関連する機関をいう。

(基本理念)

第3条 ひと休みびと等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) ひと休みは誰にでも起こり得るものであることなど、ひと休みに対する市民の理解を深めることにより、ひと休みびと等が安心して生活することができること。
- (2) 家族等もひと休みびとと同様に不安又は悩みを抱えていることについて配慮されること。
- (3) ひと休みびと等の意思を尊重し、それに寄り添いながら、ひと休みびと等の意思や状況に応じた必要な支援が継続的に行われること。
- (4) ひと休みびと等が、自らの意思により、自らが目指す生き方や社会との関わり方等を決めることができるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ひと休みびと等の支援に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、ひと休みびと等の支援が円滑に行われるよう、関係機関と連携し、及び協力するものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ひと休みびと等の置かれている状況及びひと休みびと等の支援の必要性についての理解を深め、地域社会においてひと休みびと等の意思が尊重されるよう十分に配慮するとともに、市が実施するひと休みびと等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関の役割）

第6条 関係機関は、基本理念にのっとり、ひと休みびと等に対し適切な支援を行うとともに、市が実施するひと休みびと等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市の基本的施策）

第7条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施する。

- (1) ひと休みびと等への相談支援
- (2) ひと休みびと等に関する情報の収集及び提供
- (3) ひと休みびと等についての理解を深めるための啓発
- (4) ひと休みびと等が自ら望む将来を歩むために必要な支援及び環境の整備
- (5) その他市長が必要と認める施策

（財政上の措置）

第8条 市は、前条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、ひと休みびと等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。